

会 議 録

会 議 名	平成 23 年度第 1 回山陽小野田市障害福祉計画検討委員会
開 催 日 時	平成 23 年 11 月 24 日（木）午後 5 時 00 分～午後 6 時 35 分
開 催 場 所	山陽小野田市役所 本庁舎 3 階 第 2 委員会室
出 席 者	山陽小野田市障害者協議会 伊藤和義 山陽小野田市社会福祉事業団 植木亨 山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会 上村篤子 小野田ボランティア連絡協議会 尾崎燎子 山陽小野田市民生児童委員協議会 河口軍紀 障害者就業・生活支援センター 神野洋子 一般公募 竹内桂子 民間福祉従事者 社会福祉法人神原苑 平山美加 教育関係者（学校教育課） 藤本哲城 山陽ボランティア連絡協議会 水田愛子 小野田市医師会 森田純一 山陽小野田市手をつなぐ育成会（知的） 矢田英治 宇部公共職業安定所 矢玉俊治 山陽小野田市精神保健家族会 和田昌祐
欠 席 者	山陽小野田市社会福祉協議会 硯谷かやの 山陽小野田市肢体不自由児（者）父母の会 田平ひづる 厚狭郡医師会 吉武和夫
事 務 担 当 課 及 び 職 員	健康福祉部長 田所栄 高齢障害課長 堀本正春 高齢障害課長補佐 木本順二 高齢障害課障害福祉係長 杉山洋子 高齢障害課障害福祉係主任 大海弘美 高齢障害課障害福祉係 森山まゆみ
会 議 次 第	1 市長あいさつ 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 第 3 期山陽小野田市障がい福祉計画の策定について (2) 障がい者を取り巻く現状について

会 議 次 第	(3) 第2期計画の実績と進捗状況について (4) 「障害福祉サービス」等利用者アンケートの集計結果について (5) 計画策定に係る国の基本方針と課題について (6) 計画の基本方針（案）について 4 その他
議 事	◆1について 健康福祉部長があいさつを行った。 ◆2について 会長があいさつを行った。 ◆3について 事務局が(1)の説明を行った。 ◆質疑応答は次のとおり 委員：東北の大震災のとき、障がい者が避難する場所がなく車の中で生活をしていた。一般の人の中に集まるとなかなか思うような動きができず、隔離するように生活していたという意見も聞いた。災害が起こったときに障がい者が集まる場所というのも含めて福祉計画の策定を検討して欲しい。 会長：今の意見は、議事(6)計画の基本方針で検討するようになる。 ◆3について 事務局が(2)の説明を行った。 ◆質疑応答は次のとおり 委員：施設入所者でも障害者手帳を取れるか。 事務局：施設入所も障害福祉サービスの一つであるので、基本的には手帳を持っている方でないとサービスは受けられない。原則としては、身体障害者手帳等を持っている方がサービスを受ける資格があり、障害程度区分の認定を受けていただいてその区分で受けられるサービスも変わってくる。ただ、精神障がいについては、診断書等で障がいの内容が網羅できれば必ずしも手帳を持っていることが要件ではない。 委員：母が要介護5で施設入所しているが、そういう場合でも手帳がもらえるのか。 事務局：介護保険と障害者手帳は別の制度である。介護保険は基本的には65歳からのサービスだが、障がいのサービスは65歳にならなくても使うことができる。ただ、65歳になった時点で介護保険のサービスを優先して使っていただくようにな

議 事	る。 委員：現在は区分2や区分3と低い人でも施設に入所しているが、区分が低い人は今後入所している施設を追い出されることはないということでもいいか。 事務局：そのとおり。施設入所をするには原則として区分4以上が必要であるが区分が3以下の場合でもそれを理由にすぐ追い出されることはない。ただし、区分が3以下の方が入所した場合は、サービスに対する報酬単価が低くなるため、施設としては減収となる。 委員：区分が低くても施設を追い出されないという扱いは法律化されたのか。 事務局：法律ではなく、通知である。 委員：区分が低いと施設の収入が少ない。その場合に市が補助をするのか。 事務局：法定施設については市は補助しない。 ◆3について 事務局が(3)の説明を行った。 ◆質疑応答は次のとおり 委員：介護タクシーは市の管轄か。 事務局：介護保険のサービスであって、障害のサービスではない。 委員：自動車運転免許取得・改造助成の上限はあるか。 事務局：1件あたり10万円。2分の1助成で、10万円が上限。 ◆3について 事務局が(4)の説明を行った。 ◆質疑応答は次のとおり 委員：在宅の障がい者にアンケートを持って行ったときに、目が不自由な方には読んであげるとか、理解ができにくい方にはわかるように説明するなどといったニーズにあった説明をされているか。 事務局：このたびは郵送でアンケートをお送りした。ヘルパーサービスを利用している方とか訪問看護を利用している方等については、そういった方が回答者として名前があがっていた。そういった方に全く相談できないような方については、このたびはそこまで保証がされてない状況です。
-----	---

議 事	委員：相談相手等いない方のほうがサービスが必要。手話や要約筆記といったサービスがあるが利用者が少ない。もう少し利用して欲しい。 事務局：サービスを利用している方を中心にアンケートを実施した。サービスを利用していない方の中に相談ができない方やサービスを必要としている方がいるかもしれないが、匿名のアンケートなのでこちらから予め手話や要約筆記を依頼することは難しい。そのようなサービスが利用できることを今後はアンケートに記載するようにしたい。 委員：郵送で実施すると家族が回答するので本人の意見が反映されないのでは。 委員：知的障がいや精神障がい重たい方は自分では判断ができないので家族が答える形になるが、データとしてはこの程度でいいと思う。 事務局：重度の障がいになると本人の意向は難しいと思われる。また、アンケート回答時の手話や要約筆記のサービスの利用についての意見は次回に反映させたい。 委員：どんどんボランティアを利用して欲しい。 事務局：先日行われた障がい者とボランティアの交流会の中でもボランティアのサービスを利用して欲しい旨伝えた。 ◆ 3 について 事務局が(5)の説明を行った。 ◆ 質疑応答はなし ◆ 3 について 事務局が(6)の説明を行った。 ◆ 質疑応答は次のとおり 委員：ダウン症協会の代表で宮城県に行ったとき、災害がおきたときに障がい者がここに集まればいいという場所を市が決めて安心して眠れる所を作ってもらえれば助かるという意見が多かった。一般の避難場所では周囲の人に障がい者が気兼ねをして利用できにくいため、施策として障がい者の避難場所についての方針を決めておく必要があると痛切に感じた。 会長：障がい者の避難場所確保は障がい者福祉計画での検討課題である。 ◆ 4 について 健康福祉部長があいさつの後、閉会。
-----	--

